

第2期かかみがはらスポーツ推進計画策定委員会傍聴基準

(令和6年8月28日決裁)

(目的)

第1条 この基準は、第2期かかみがはらスポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の取扱)

第2条 委員会は、第2期かかみがはらスポーツ推進計画策定委員会委員長（以下「委員長」という。）の許可を得た者（以下「傍聴人」という。）が傍聴することができる。

2 委員長は、第7条、第8条及び第9条の規定に従わない者のほか、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(傍聴の定数)

第3条 傍聴の受付は、先着順とし、定員は原則10名とする。

(傍聴の手続き)

第4条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において台帳に、住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬、その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) 前各号のほか、委員長が職務執行上、支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど委員会の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して、拍手その他の手段により、可否を表明しないこと。
- (3) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(会議資料の取扱)

第10条 傍聴人は、配布された会議資料を退場時に返却しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、令和6年8月28日から適用する